

2023年10月吉日

お取引先 各位

〒135-0063
東京都江東区有明3-6-11
TFTビル東館9階
株式会社プロコムインターナショナル

「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）につきまして

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行するためには、適格請求書登録事業者として税務署長より登録を受けることが必要となります。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を通知致します。

お取引先各位におかれましても、下記のとおりご対応頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. インボイス制度導入に関するお知らせとお願い

- 課税事業者様は、2023年10月以降にご発行いただく請求書に御社の登録番号のご記載をお願いいたします。
- 登録番号欄設定など請求書様式を変更しておりますのでご確認ください。

2. 弊社登録番号：T5010601031768

3. その他

インボイス制度につきましては、国税庁ホームページをご参考ください。

以上